

# 経営基盤の強靱化に資する新たな制度整備 について(たたき台)

---

平成25年12月6日

事務局

# 現行の放送制度

## 放送法

### 目次

- 第1章 総則
- 第2章 放送番組の編集等に関する通則
- 第3章 日本放送協会
- 第4章 放送大学学園
- 第5章 基幹放送
- 第6章 一般放送
- 第7章 有料放送
- 第8章 認定放送持株会社
- 第9章 放送番組センター
- 第10章 雑則
- 第11章 罰則
- 附則

### 第1条(目的)

次の原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

- ① 放送が国民に最大限普及されて、その効用をもたらすことを保障すること
- ② 放送による表現の自由を保障すること
- ③ 放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること

### 第91条(基幹放送普及計画)

次の事項を定めることが、総務大臣の責務とされている。

- ① 基幹放送を国民に最大限に普及させるための基本的事項
- ② 放送の区分ごとの放送対象地域 ← 放送対象地域制度
- ③ 放送対象地域ごとの放送系(いわゆるチャンネル)の数の目標

### 第93条(認定)

次の要件に該当することが、基幹放送の業務を行おうとする者に求められている。

- ① 基幹放送局設備を確保することが可能であること
- ② 経理的基礎及び技術的能力があること
- ③ 設備が技術基準に適合すること
- ④ マスメディア集中排除原則に適合すること ← マスメディア集中排除原則
- ⑤ 基幹放送普及計画等に適合すること
- ⑥ 外資規制等に抵触しないこと

放送の多元性、多様性、地域性等を実現

# 放送対象地域制度

## 放送対象地域

放送対象地域とは、中波放送、超短波放送、テレビジョン放送といった放送の種類等による区分ごとに「同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域」である。

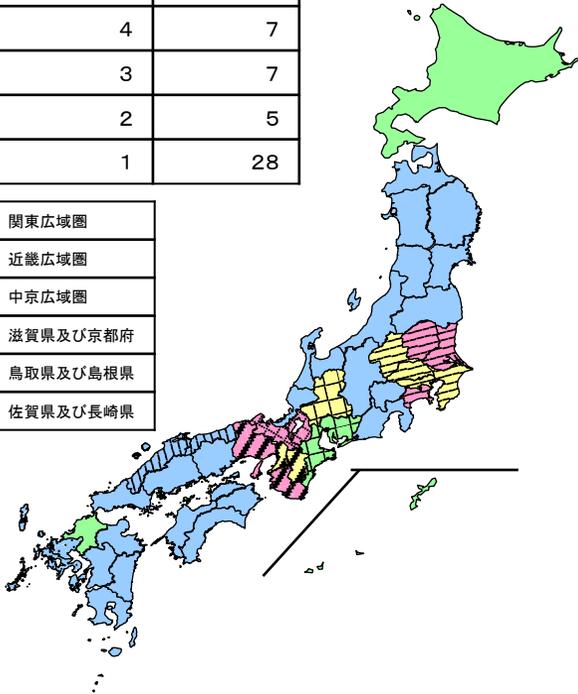
総務大臣は、「地域の自然的経済的社会的文化的諸事情」等を勘案して基幹放送普及計画を定めることとされており、放送対象地域は、地域社会の文化や歴史、県民意識の醸成等に深く関わるとともに、住民の生命、財産等を守るための災害放送の運用等に当たっての基本単位として機能している。

## 放送対象地域とチャンネル数の目標

### 中波放送 (AMラジオ放送)

チャンネル数	都道府県数
4	7
3	7
2	5
1	28

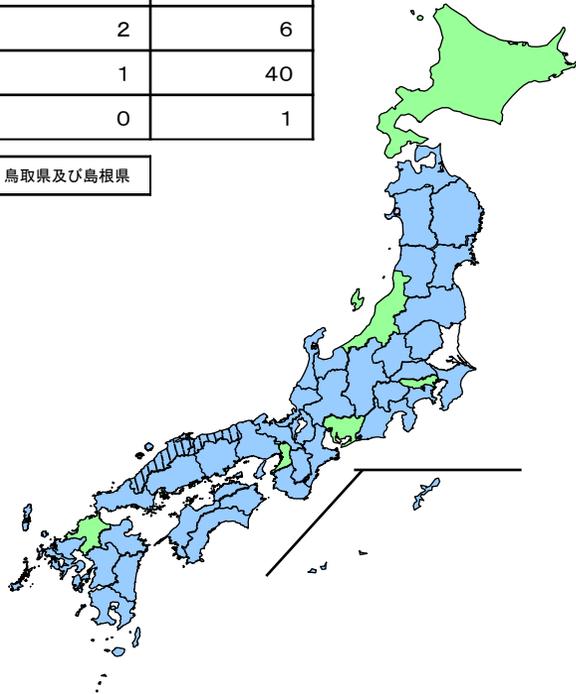
	関東広域圏
	近畿広域圏
	中京広域圏
	滋賀県及び京都府
	鳥取県及び島根県
	佐賀県及び長崎県



### 超短波放送 (FMラジオ放送)

チャンネル数	都道府県数
2	6
1	40
0	1

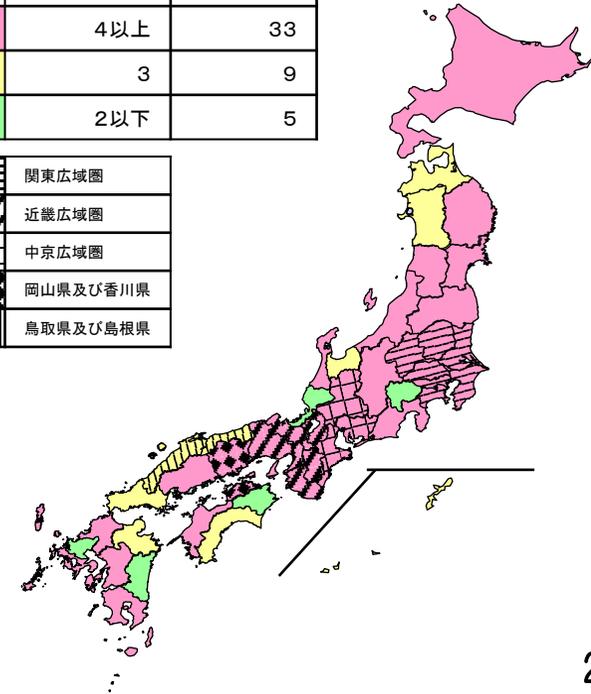
	鳥取県及び島根県
--	----------



### テレビジョン放送

チャンネル数	都道府県数
4以上	33
3	9
2以下	5

	関東広域圏
	近畿広域圏
	中京広域圏
	岡山県及び香川県
	鳥取県及び島根県



# 地域性確保のための制度

- 放送法及びその関係法令においては、「地域性」を具体的に担保する観点から、放送対象地域制度を基礎として、以下のような規定が設けられている。

○ 「民間基幹放送事業者による基幹放送(全国放送であるものを除く。)については、放送事業者の構成及び運営において地域社会を基盤とするとともにその地上基幹放送を通じて地域住民の要望にこたえることにより」、「当該地域社会の要望を充足すること」が求められている。

(「基幹放送普及計画」第1の3)

○ 再免許等において、申請に対し割り当てることができる周波数が不足する場合には、1週間の放送時間に占めるローカル番組比率が高い放送事業者に対し、優先的に免許等を与えることとされている。

(「電波法関係審査基準」第3条及び別添6)

※ ローカル番組とは、出演者、番組内容等からみて、当該放送事業者の存立の基盤たる地域社会向けの放送番組と認められるものをいう。

※ ラジオの場合、ローカル番組比率が50%以上の者は3点、20%以上50%未満の者は2点、20%未満の者は1点とされている。  
テレビの場合、ローカル番組比率が25%以上の者は3点、10%以上25%未満の者は2点、10%未満の者は1点とされている。

○ 認定放送持株会社の子会社地上基幹放送事業者は、「その放送対象地域における多様な放送番組に対する需要を満たすため、当該放送対象地域向けに自らが制作する放送番組を有するように努めるものとする」とされている。

(「放送法」第163条)

○ 地上基幹放送事業者の「主たる出資者、役員及び(放送番組)審議機関の委員は」、できるだけその「放送対象地域に住所を有する者でなければならない」とされている。

(「基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令」第10条)

# マスメディア集中排除原則

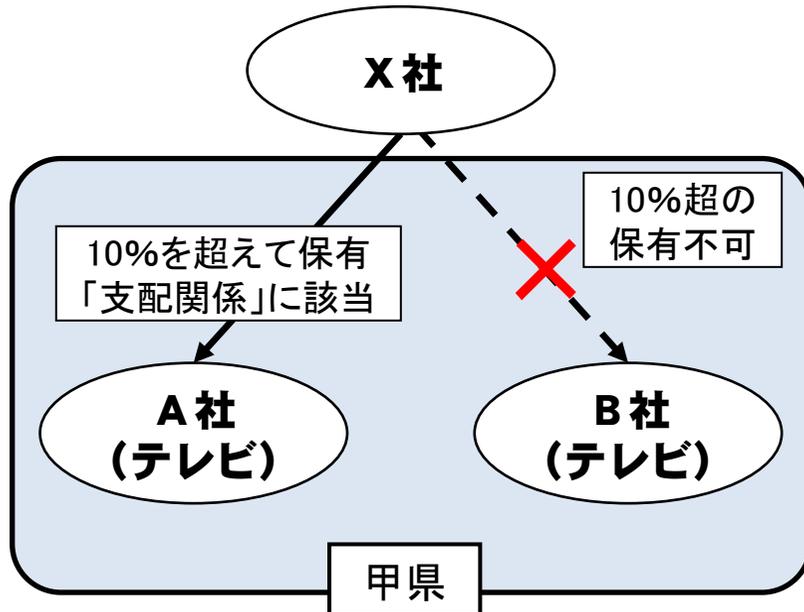
- 放送法においては、基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするため、一の者が二以上の基幹放送事業者に対して「支配関係」を有すること等を原則として禁止している。

## 「支配関係」の定義

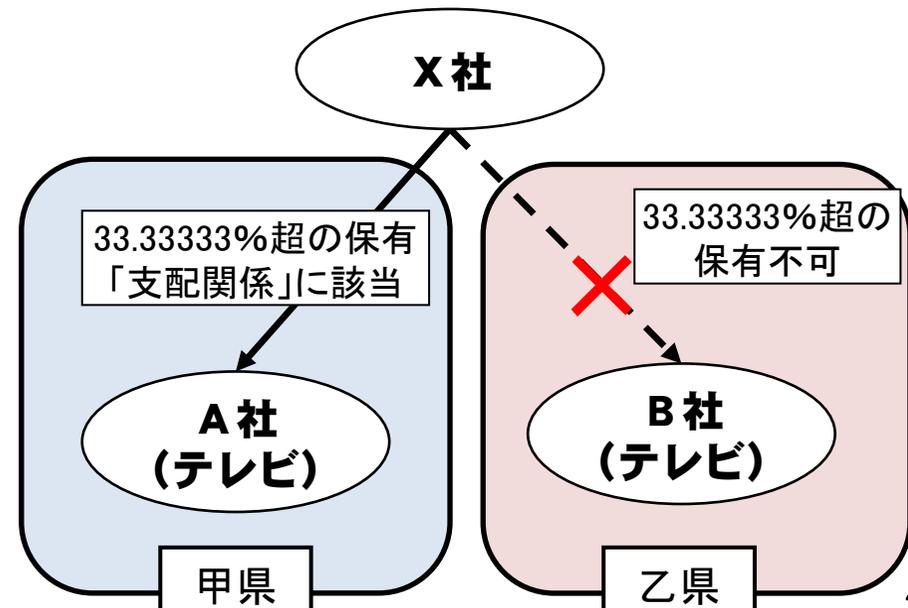
- (1) 放送対象地域が重複する場合 : 10分の1を超える議決権の保有 等
- (2) 放送対象地域が重複しない場合 : 100分の33.33333を超える議決権の保有 等  
(平成23年6月改正で規制緩和: 20%→33.33333%)

※衛星基幹放送等については放送対象地域の重複の有無にかかわらず100分の33.33333%

(1)の例



(2)の例



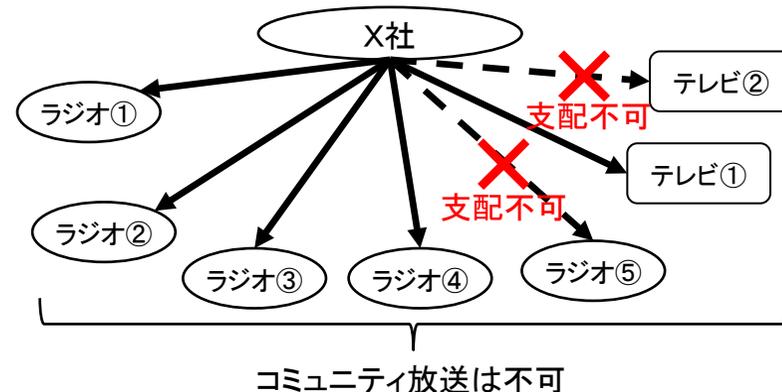
# マスメディア集中排除原則の緩和

- 近年、放送事業の経営基盤の強化等の観点から、マスメディア集中排除原則の緩和が行われている。(ラジオ4波特例、認定放送持株会社制度における12地域特例、経営困難特例等)

## ラジオ4波特例

- 放送対象地域の重複の有無にかかわらず、ラジオ4局(コミュニティ放送を除く。)まで支配することが可能。(平成23年導入)

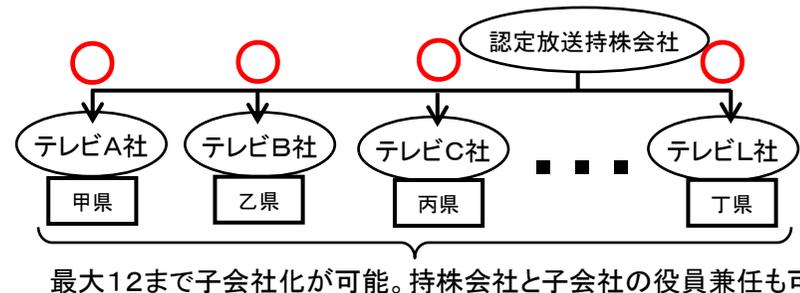
(参考)制度活用の具体例:



## 認定放送持株制度における12地域特例

- 認定を受けることにより、最大12まで、放送事業者を子会社(議決権1/2超)とすることが可能。(平成20年導入)

(参考) 制度活用の具体例: フジ・メディアHD(H20. 10月)、東京放送HD(H21. 4月)、  
テレビ東京HD(H22. 10月)、日本テレビHD(H24.10月)  
今後の設立予定: 中部日本放送(H26. 4月)、テレビ朝日HD(H26. 4月)



## 経営困難特例

- 経営困難時(以下の要件のいずれかに合致する場合)には、支配することが可能。(平成16年導入)
  - ① 会社更生法の更生手続開始の決定があったこと。
  - ② 民事再生法の再生手続開始の決定があったこと。
  - ③ 過去2年間連続債務超過であって、債務超過の年度を含め過去3年間連続経常損失が生じていたこと。

# 放送事業を取り巻く経営上の課題

- 一般論として、経営の合理化に当たっては、事業再編等により規模の経済を追うことが、特にコスト削減の観点から有効。

⇒ 組織や資本、番組制作、設備等、様々なレベルでの「再編・統合」が可能となる。

- 他方、放送分野においては、規模の経済を追い、広域の事業再編が行われると、放送の地域性等が後退するという課題を抱えている。

⇒ 事業再編等による規模の経済の追求と、放送の地域性等の確保との両立を図ることが可能な制度を検討できないか。



- ① 経営統合(規模の拡大)の取組に対し、
- ② その取組による「地域性」等の後退に一定の歯止めを設けつつ、
- ③ 規制緩和を図っていく仕組み  
が考えられるか。

(参考) 第一次取りまとめ(平成25年8月9日)から抜粋

本研究会としては、この第一次取りまとめ後に、経営の合理化等に早期かつ積極的に取り組もうとする放送事業者が、放送の地域性、多元性等を適切に確保しつつ、事業再編をより柔軟かつ円滑に行うことを可能とする制度整備の検討に早急に着手することとする。

# 放送分野における事業再編の特徴

		同一放送対象地域における 事業者同士の事業再編	異なる放送対象地域における 事業者同士の事業再編	
			〔地域ごとに異なる放送番組 を放送することが前提〕	仮に放送番組の同一化 をすることができる場合
事業再編 の効果	ハード (設備)	◎ ・ 中継局の共同建築等、効率的な置 局を行うことが容易。	× ・ 中継局の共同建築等は困難。	○ ・ 一定の場合、県境等における中継 局の置局の効率化が可能となる。
	ソフト (番組)	△ ・ チャンネルごとに異なる放送番組を 放送することを前提とすると、異なる視 聴者層の獲得による収入面における 市場拡大効果がある一方で、番組制 作費の削減等は見込めない。	× ・ 番組制作費の削減等は見込めな い。	○ ・ 番組制作費の削減が可能となる。
放送の 多元性、 地域性等 への影響	多元性	× ・ 経営統合によって同一放送対象地 域の複数のチャンネルを特定の一の 者が支配することになると、多元性に 与える影響は大きい。 (ただし、ラジオについては4波特例あり。)	○ ・ 一の放送対象地域において特定の一の者が複数のチャンネルを支配する ものではないので、多元性に与える影響は相対的に小さい。	
	地域性	○ ・ 経営統合の範囲が同一放送対象地 域にとどまる限りにおいては、地域性 に与える影響は相対的に小さい。	× ・ 異なる放送対象地域にまたがる 経営統合が行われれば、事業者 が規模の経済を追うことにより、 広域ネット番組が事実上増加する 等により、放送の地域性に影響を 与えることとなる。	× ・ 異なる放送対象地域にまたがる経 営統合が、それらの地域における放 送番組の同一化を前提としてなされ る場合は、放送の地域性に与える影 響はより大きくなる。

# 放送番組の同一化のメリット

～放送対象地域制度の特例に関する考え方①～

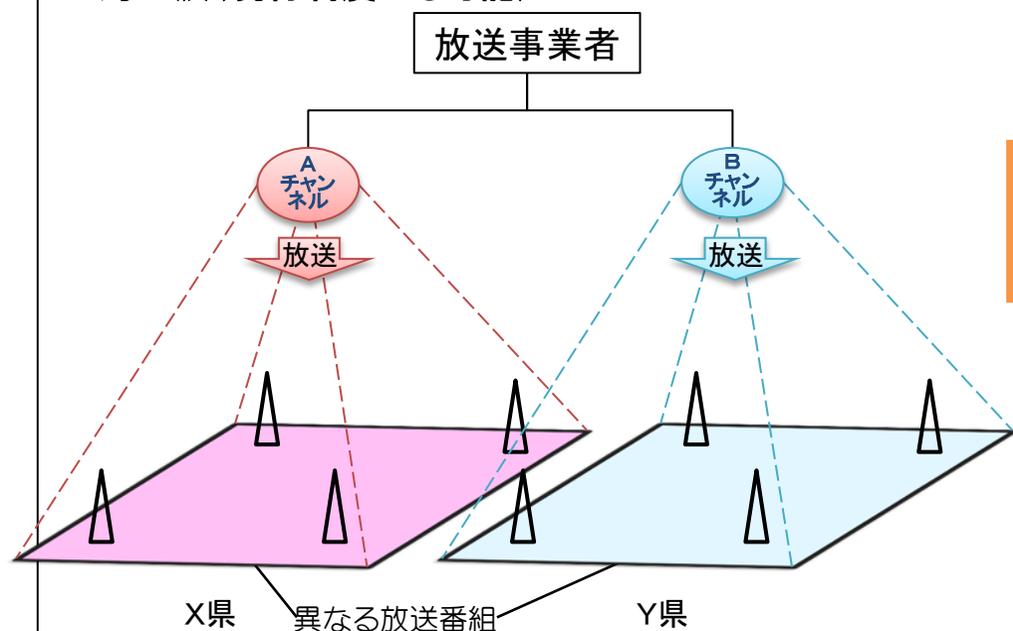
## 放送番組の同一化のメリット

- 仮に異なる放送対象地域において同一の放送番組を放送することを可能とした場合、
  - 1) 放送番組の同一化による番組制作費の削減
  - 2) スpillオーバー(※)を活用した置局の効率化
  - 3) マスター設備の統合の容易化等のメリットが期待できる。

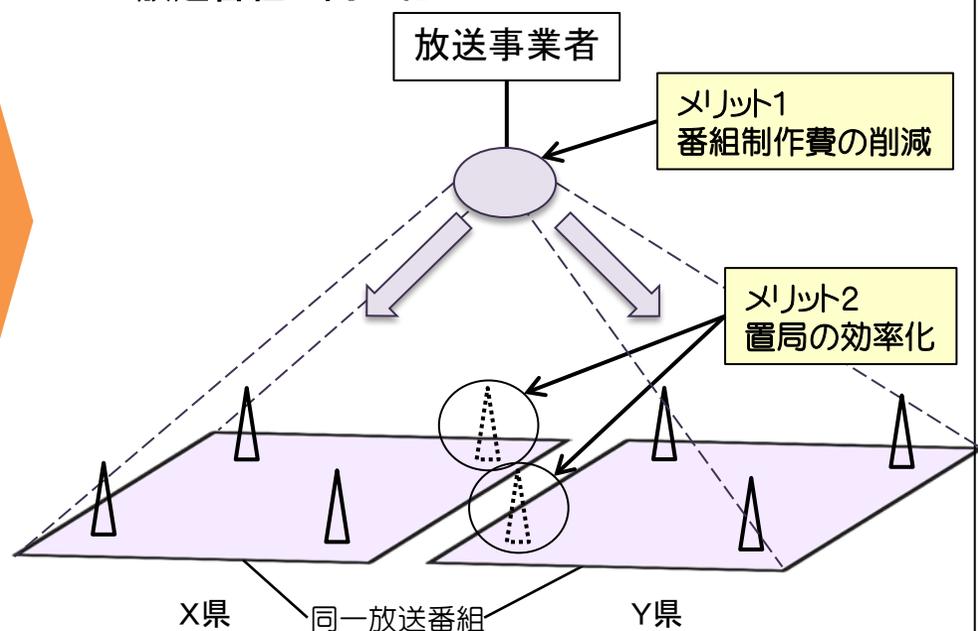
※放送対象地域の外にこぼれた電波

## 放送番組の同一化のイメージ

### 一局二波(現行制度でも可能)



### 放送番組の同一化



メリット3 マスター設備の統合の容易化

「放送対象地域」とは… 「同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域」  
⇒ 現行の放送法上の諸規定は、異なる「放送対象地域」においては当然に異なる内容の放送番組が放送されることを前提としており、異なる「放送対象地域」において放送番組を同一化することをおよそ想定していない。

## 現行制度

### 【地域性確保規定】

- (1) 認定放送持株会社の傘下の地上基幹放送事業者による「放送対象地域向け」の放送番組の確保の努力義務 (放送法第163条)
- (2) 「地域」住民・「地域」社会の要望を充足する放送を行う義務 (基幹放送普及計画第1の3)
- (3) 「地域社会向け」のローカル番組比率に係る比較審査基準 (電波法関係審査基準別添6)  
※ ラジオの場合、50%以上=3点、20%以上50%未満=2点、20%未満=1点

### 【あまねく普及規定】

- (1) 「放送対象地域」内におけるあまねく普及努力義務 (放送法第92条)
- (2) 「放送対象地域」内における世帯カバー率に係る比較審査基準 (電波法関係審査基準別添6)  
※ ラジオの場合、95%以上=10点、90%以上95%未満=8点 等

## 「放送番組の同一化」を行おうとする場合

×放送対象地域とY放送対象地域の放送番組の同一化を行おうとする場合、X県向け番組が増えれば増えるほど、Y県向け番組が減少することとなってしまう、両方の義務(又は努力義務)の実現は困難。

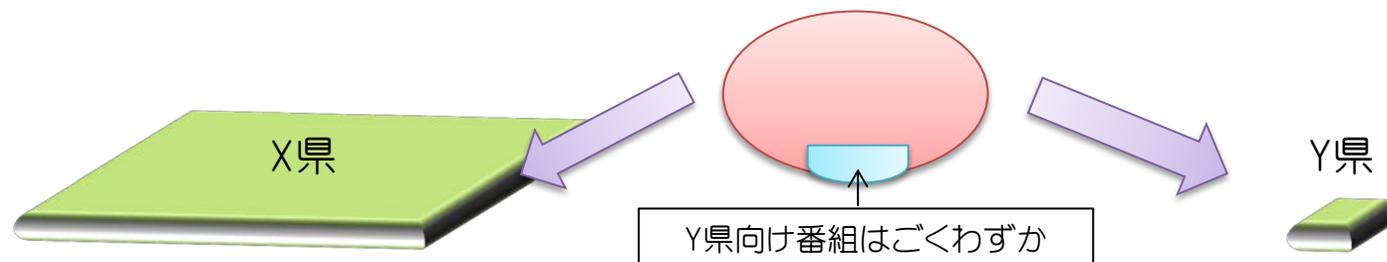
「放送対象地域」ごとにあまねく普及の実現を求めているため、効率的な置局(県境でのスピルオーバーの活用等)が困難。

経営の合理化等に積極的に取り組もうとする放送事業者のために、放送対象地域を基礎とした現行の諸規定のうち、放送番組の同一化を想定していない上記規定の適用の弾力化(規制緩和)を図ることが考えられるのではないか。

例) 複数の放送対象地域を併せて一の放送対象地域とみなす等

「放送番組の同一化」により、「地域性の確保」が後退することが想定される。

(例) X県とY県の放送番組が「混ざる」ことにより、X県のみを対象とした番組や、Y県のみを対象とした番組の占める比率が低下する(特に人口や経済力等の点において一方の県が他方の県を大幅に上回るような場合、人口等の小さい方の県の視聴ニーズがほとんど無視される)といった事態が想定される。



「放送番組の同一化」との両立が可能な、「地域性確保」のための措置(代替的措置)が必要

## <代替的措置の在り方>

### 自主自律を重視する手法であること

行政が画一的な基準を提示するよりも、各地域の実情や経営状態等を踏まえた、事業者の自主自律による取組をできるだけ認めることが望ましい。

### 透明性・予見可能性があること

行政としては、制度の透明性や予見可能性を高めるための取組を行うことが望ましい。

# マスメディア集中排除原則の特例に関する考え方

## 課題

- 現行制度は、
  - (1) (ラジオ4波特例等) 経営状況の如何に関わらず、どの事業者も一律に活用可能な制度
  - (2) (会社更生法の更生手続の開始決定等) 経営状況が困難に陥った事業者にとって活用可能な制度
 は整備されているものの、「経営困難に陥る前」に「地域性等を確保しつつ」、経営の合理化に取り組もうとする事業者にとって活用可能な、経営合理化のインセンティブとなる制度がない。

一律の規制緩和ではなく、経営困難に陥る前に地域性等を確保しつつ経営改善に取り組もうとする事業者にとって活用可能な、経営合理化のインセンティブとなるような特例が考えられるか。

現行制度	ラジオ4波特例 持株12地域特例 等	<u>制度的空白への対応</u> ⇒ <u>新しい制度を整備</u>	経営困難特例
特例の要件 (経営困難度に関わるもの)	なし (経営状況のよい事業者同士の経営統合も可能)	<u>あり(緩やか)</u> ( <u>経営合理化への取組を行っていること</u> )	あり(厳格) (経営困難に陥った後でなければ活用できない)
特例の効果 (支配の上限)	制限あり (「4」、「12」等)	<u>更なる緩和</u>	制限なし
課題	上限までの活用実績なし (経営状況の厳しい事業者との経営統合を行うと、その分だけ「12」や「4」の枠の中で、経営状況の良い事業者との経営統合を行う選択肢が狭まることとなる。)	<u>地域性等の確保</u>	① 経営困難に陥った後でなければ活用できない。 ② 地域性等の確保を考慮した制度になっていない。

# まとめ

- 経営の合理化に取り組もうとする放送事業者による多種多様な事業再編を、より柔軟かつ円滑に行うことを可能とするため、例えば、以下のような「認定制度」を導入することが考えられるのではないか。

## 1. 認定の対象・要件

放送事業者が経営合理化への早期かつ積極的な取組を内容とする「経営基盤強化計画」(仮称)を作成し、総務大臣が認定。

## 2. 認定の効果

- (1) 異なる放送対象地域において同一の放送番組を放送することを可能とする。  
⇒ 放送対象地域を基礎とした現行規定のうち、番組の同一化を想定していない規定の適用の弾力化。
  - (2) マスメディア集中排除原則の特例  
⇒ ラジオ4波特例、認定放送持株会社制度における12放送対象地域について、「4」や「12」のカウント外とする。
- その他所要の規制緩和
- 例) 基幹放送局の再免許の際の「経理的基礎」審査の緩和 等

※(1)及び(2)の特例は、事業者が「地域性確保」等のための措置(代替的措置)を講ずる場合に限る。

# (参考1) 前回 (第13回) 会合におけるヒアリング概要

- 放送分野における事業再編に関する**制度整備(規制緩和)**は、**既に十分行われている**。

※主にラジオに関する同一放送対象地域における制度を念頭

(参考)ヒアリングにおける主な発言

- ・ 自発的に事業の合理化を図るために必要な制度的枠組みは近年充実した。
- ・ 雇用問題や経営者・所有者のプライドなどの副次的要因による阻害もある。
- ・ 構造的合理化の利点や経営がより適正に行われるための事業規模など事業再編の動機を高める情報の開示が効果的ではないか。
- ・ 国内外の成功事例の周知を学識者などが行うなどの間接的な促進があってもよい。

- 放送市場の成熟化に伴い、経営合理化、特に(異なる放送対象地域における) **事業再編によって規模の経済を追求する必要性が高まっているが**、再編・統合を推し進めれば、**放送の地域性等の確保が困難**となりやすい。
- 経営合理化へ積極的に取り組もうとする事業者のための特例措置を講ずることにより、**事業再編に向けた事業者の経営の選択肢の拡大を図ることも重要**ではないか。

(参考)ヒアリングにおける主な発言

- ・ 放送市場の成熟化に伴い、事業継続性低下が懸念される状況下、経営の合理化等に早期かつ積極的に取り組もうとする事業者が取り組みにくい状況が顕在化。
- ・ 地域性(県域免許)、多様性(チャンネル数)を維持する必要性、各事業者の放送対象地域で異なる放送番組を送出する必要性があるため、異なる地域の事業者同士の再編において十分なコストメリットが享受できない。
- ・ 従来の放送政策の基本構造を維持しながら、経営の合理化に取り組もうとする放送事業者が事業再編をより柔軟かつ円滑に行うことを可能とする新たな制度が必要ではないか。

## (参考2) 前回(第13回) 会合における主な議論

### 【異なる放送対象地域と同一放送対象地域における事業再編の効果】

- 異なる放送対象地域における放送番組の同一化と1局多波化の合理性、コストメリットは大幅に違うのか。
  - ⇒ 異なる放送対象地域における再編の場合、A地域ではA、B地域ではBという異なる放送のままではコストメリットは大きくないが、今までの波(チャンネル)のまま、放送番組を100%同じにすることで番組制作費等々のコスト削減ができる。
  - ⇒ 同一放送対象地域における再編の場合、マスター設備の統合などのコスト削減のメリットが出てくる可能性は高い。また、単なるコストメリットだけではなく、異なる聴取者層を対象とした複数のチャンネルを1社で放送できることは営業的な意味での市場拡大効果がある。

### 【放送番組の同一化のメリット】

- 同一の放送番組を放送する地域の規模等によって広告市場への影響は変わるのではないか。
  - ⇒ 昨今、県単位での地域性と経済圏が一致していないケースが多い。県単位よりもある程度の複数地域において一括した放送を行った方が、広告主にとってより大きなメリットがある場合もある。
  - ⇒ 実際の経済圏が県域をまたがって存在していて、そこにまたがって広告を流すことが効果的であると大多数の広告主が思うのであれば、より放送番組の同一化の効果はあると考えられる。